質問書に対する回答

件名）関越自動車道　嵐山地区舗装工事

No.		質 問 事 項	回　　答
1	特記仕様書 23-6 舗装工	24P.30Pに、セメント安定処理路盤工とアスファルト混合物の試験舗装について記載がありますが、実施場所は該当施工箇所で行うと解釈して宜しいでしょうか。	特記仕様書23-6 24P、30Pに示すとおり試験舗装の面積以外は、共通仕様書13-4-6、13-5-6に記載のとおりとなります。
2	特記仕様書 23-9-2	構造物取壊し工について、アスファルト舗装版取壊しA.B.Cに厚さの記載がありますが、図面（嵐山パーキングエリア23/47.24/47.25/47）の記載は、アスファルト舗装版取壊しB.C.Cとあり、厚さにおいても特記仕様書と相違があります。どちらを正と解釈すれば宜しいでしょうか。	特記仕様書23-9-2区分内容では、厚さ○ｃｍ以上または以下と定義しておりますので相違はありません。
3	特記仕様書 23-9-2	構造物取壊し工B.Cに含む舗装切断について、図面（嵐山パーキングエリア23/47.24/47.25/47）に記載がありますが、延長の表記がありません。また、厚さが15cm～27cmまで5タイプあり、B.Cどちらに含むのか不明です。明示願います。	切断延長は、図面(嵐山パーキングエリア 23/47.25/47)に記載の本線測点を用いて算出ください。 切断工に要する費用は特記仕様書23-9-2区分内容に記載のとおり関連項目に含むものとします。
4	割掛対象表 参考内訳書	有料道路料金費について、参考工種以外の、用・排水溝、防護柵工、標識工等に係る料金については、どのような考えでしょうか。明示願います。	貴社の施工計画に基づき算出してください。
5	用・排水 溝・Ｓｆ・φ 0.40	土木工事積算基準にSf・φ0.40の歩掛がありませんので、歩掛詳細をご教授願います。	貴社の施工計画に基づき算出してください。
6	固定規制の 出入り口の 監視員	固定規制の車両出入り口に必要な交通監視員は、変更の対象と解釈して宜しいでしょうか。	受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所及び配置時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとします。
7	規制の回数	設計で32回の規制を予定していますが、日当たりの施工数量の関係から増加した場合は、変更の対象と解釈して宜しいでしょうか。	受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制内の作業可能時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとします。
8	価格交渉項 目の諸経費	価格交渉項目の諸経費は、交渉対象項目に対する諸経費でしょうか、それとも全体に対する諸経費でしょうか。明示願います。	全体に対する諸経費となります。 なお、一般管理費は価格交渉の対象外となります。